

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		
青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	479	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基			
づく指定区域の指定	(循環型社会推進課)	480	(山城広域振興局、中丹広域振興局、丹後広域振興局) "
松くい虫防除事業の実施	(丹後広域振興局)	482	都市計画法に基づく工事完了 (中丹西土木事務所) "
道路の区域変更	(南丹土木事務所)	"	
道路の供用開始	(")	483	
公 告			教 育 委 員 会
土地改良区役員の就退任届	(中丹広域振興局)	"	随意契約の相手方の決定 "
			落札者の決定 485

告 示

京都府告示第210号

青少年の健全な育成に関する条例(昭和56年京都府条例第2号)第13条の2第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成20年5月2日

京都府知事 山 田 啓 二

指定番号	種 類	名 称	発 行 所 等
1	雑誌	レディースコミック・タブー 平成20年5月号	三和出版株式会社
2	"	Lady's Comic Special AYA 平成20年5月号	宙出版
3	"	コミックアムール 平成20年5月号	サン出版
4	"	ひめゆら	実業之日本社
5	"	愛NOメモリー	"
6	"	モーレッツ! ボイン先生 VOL.04	株式会社双葉社
7	"	妖しい写真会 美人教師がモデル?	虹の旅出版
8	"	えるチュ♥	株式会社フランス書院
9	"	巫女 ² さいたま	株式会社オークス
10	"	SOS団の秘め事	"
11	"	ラブでれ	富士美出版株式会社
12	"	伊駒一平ベストセレクション秘奪	宙出版
13	"	スレイブヒロインズ Vol.1	株式会社キルタイムコミュニケーション

- 14 光ディスク 過激ッ娘 池上あい ラジカル
 15 " じゅーだいいえで体験記⁹⁷ 中出し美少女ミチルちゃん プレステージ



京都府告示第211号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

平成20年5月2日

京都府知事 山 田 啓 二

指定区域	埋立地の区分
長岡京市神足桑ヶ本23の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第13条の2第2号
長岡京市勝竜寺長黒1の1の一部	令第13条の2第3号イ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の31第2号
京田辺市田辺ボケ谷43の一部、44の1の一部、52の一部、52の1の一部、53の一部、54の一部、54の乙の一部、56の一部、56の1、57の一部、57の1の一部、58の一部	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
綴喜郡井手町大字多賀小字南才田1、2、3、4、5、6、7、8、9、大字井手小字大塚99	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
綴喜郡井手町大字井手小字弥勒52、53	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
綴喜郡井手町大字井手小字新四郎山11、14、15、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
木津川市加茂町岩船北谷1の1、石堂82の一部、83の一部、84の一部	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
木津川市木津石塚80の2、82の1、82の2、83、84、85、86、89、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110の1、110の2、111の1、111の2、112、113、114、115、116、117、118の1、118の2、118の3、118の4、119、120、121、122、123の1、123の2、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、137の1、138、138の1、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、149の乙、150、151、小釜31、32、33の2、36、37の2	令第13条の2第2号
木津川市鹿背山川向3の2、7、8、9の2、9の3、9の4、9の8、9の9、10の1、10の2、10の乙	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
船井郡京丹波町実勢岩根1の1	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
船井郡京丹波町東又谷口4	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
船井郡京丹波町水呑福田3の1	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号

福知山市字牧小字神谷285の1の一部、285の8の一部、285の10の一部、285の12の一部、285の21の一部、285の23の一部、285の24、285の25の一部、285の26、285の31の一部、285の38、285の39の一部、1303の2、1303の3、1303の5、1303の6の一部、1303の7の一部、1303の8の一部、1303の9の一部、1303の12の一部、1303の14	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
福知山市字牧小字神谷285の1の一部、285の8の一部	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
福知山市三和町下川合小字ユリ俵6の4の一部、7の1の一部、小字コノ758の1の一部、758の2の一部、758の3の一部、760の1の一部	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
福知山市夜久野町平野小字中野1723	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
舞鶴市字平小字小浦1760の1、1760の5、1760の6、1760の7、字大波下小字赤崎1357	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
舞鶴市字平小字小浦1584、1585、1586、1587の1、1587の2、1588	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
舞鶴市字大波下小屋屋長谷19の一部、21の1の一部、小字山鼻28の一部、小字奥美29の一部、30の一部	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
舞鶴市字平小字小浦332の一部	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
京丹後市弥栄町船木小字キコリ谷447の一部、452の1、452の2、小字小墓2の2の一部、2の5の一部	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
与謝郡与謝野町字明石小字ウシ口2353、2354、2355、2356、2357、2357の1、2357の2、2357の3、小字クハカヘ2360の1、2362の2、2363の2、2364の3	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
与謝郡与謝野町字岩滝小字大風呂1432の1の一部、1436の一部、1437、1438、1439、3328、3328の1、3328の3、3329、3329の1、3329の3、3338の1、3346の1、3346の3	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
与謝郡与謝野町字幾地小字角外450	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
与謝郡与謝野町字加悦奥小字鳥垣1042、1043、1044、1045の3、小字ジンド83の9、83の15、小字小峠奥117の2、小字小峠口119	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
与謝郡与謝野町字幾地小字岡ノ浦1720	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
与謝郡与謝野町字岩滝小字大風呂1288の1の一部	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
宇治市二尾椿灰谷7の2の一部、7の5の一部、7の6の一部、7の7の一部、7の8の一部、7の11の一部、7の12の一部、7の13の一部、7の14の一部、7の15の一部、7の16の一部、7の17の一部、7の18の一部、7の19の一部、炭山吹越20の2の一部、20の3の一部、20の4の一部、20の5の一部、20の6の一部、20の9の一部、20の11の一部、20の12の一部、20の13の一部	令第13条の2第2号
宇治市槇島町十一44の1、45の1、46の3、47の5、48、49の6、49の8、49の10、50の4、51の4、52の3、56の2、57、57の1、57の5、57の8、57の9、58の1、58の3、58の4、58の7、59の3、62の3、63の3、64の3、65の3、66の8、96の41、十六44の3、46の5、46の7、47の3、48の5、49の3、目川191の3、192の3、193の3、194の2、195の2、196の2、197の3、198の3、199の2、200の2、201の6、202の2、202の6、208の1、209の1、210の1、211の1、211の2、212の1、212の2、213の1、215、216の5、218、219の1、219の2、224の1、225の1、229の1、230の1、232の2、233の2、234の2、235の2	令第13条の2第2号

城陽市寺田奥山1の62、1の69、1の125、1の127	令第13条の2第2号
京田辺市普賢寺中島3の1の一部	令第13条の2第2号
京田辺市草内能戸39の2の一部、宮ヶ森3の1の一部、3の5の一部	令第13条の2第3号口、規則第12条の32第2号
南丹市園部町船岡吉坂30の1の一部、30の4の一部、30の5の一部、日吉町殿田新葉13の一部、14の1の一部、14の2の一部、18の一部	令第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号
舞鶴市字福来小字大道835の1、835の2、835の3、835の4	令第13条の2第1号
舞鶴市字森小字大谷65の2	令第13条の2第2号
与謝郡与謝野町字弓木小字セドケ谷2236、小字金堀2237、2238の1、2239、3026の3、3027の5、3029の15、3029の2、3030、3032	令第13条の2第2号



京都府告示第212号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項に規定する命令の内容となる事項は、次のとおりである。

平成20年5月2日

京都府知事 山 田 啓 二

1 区域及び期間

(1) 区域

京丹後市の区域

(2) 期間

平成20年5月22日から平成20年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に薬剤を散布すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、3に掲げる措置の完了後、速やかに別に定める申請書を京都府丹後広域振興局に提出すること。

(3) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に掲げる期間内に3に掲げる措置を行わ

ないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(4) 知事は、(3)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。



京都府告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成20年5月2日から平成20年5月16日まで縦覧に供する。

平成20年5月2日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 京丹波三和線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
船井郡京丹波町質美岡崎41から	前	最小 7.3 m	27.7 m
		最大 8.8	
船井郡京丹波町質美岡崎40まで	後	最小 8.4	27.7
		最大 12.3	

4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、平成20年5月2日から平成20年5月16日まで縦覧に供する。

平成20年5月2日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 京丹波三和線
- 3 道路の区域

区 間	期 日
船井郡京丹波町質美岡崎41から 船井郡京丹波町質美岡崎40まで	平成20年5月2日

4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

福知山市堀井口堰土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

平成20年5月2日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 就任役員
- (1) 理事

住 所	氏 名
福知山市字堀469の4	大 西 清 博
" " 1371	横 山 宏 章
" " 1396の1	吉 田 勝
" " 2204	一 井 隆 己

福知山市字堀2685の4	高 橋 健 志
" 字内記64	河 波 司
" 字篠尾845	竹 下 昇
" 字土師643の7	佐 藤 紘 幸
" 土師新町2丁目59	大 島 保 正

- (2) 監事

住 所	氏 名
福知山市字堀1012	菅 沼 洋
" 字土師569	芦 田 満

- 2 退任役員

- (1) 理事

住 所	氏 名
福知山市字堀469の4	大 西 清 博
" " 1371	横 山 宏 章
" " 1396の1	吉 田 勝
" " 2204	一 井 隆 己
" " 2685の4	高 橋 健 志
" 字内記64	河 波 司
" 字天田361	榎 原 耕 治
" 字土師667・668合地	芦 田 正 勝
" 土師新町1丁目99	芦 田 忠 義

- (2) 監事

住 所	氏 名
福知山市字堀1012	菅 沼 洋
" 字土師628	芦 田 修 司



土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、福知山市豊富用水土地改良区の定款の変更を平成20年4月22日認可した。

平成20年 5 月 2 日

京都府知事 山 田 啓 二



土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行については、平成20年4月22日同意した。

平成20年 5 月 2 日

京都府知事 山 田 啓 二

土地改良事業の名称	地 区
舞鶴市営土地改良事業	水 間



土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨届出があった。

平成20年 5 月 2 日

京都府知事 山 田 啓 二

土地改良事業の名称	地 区	工事完了年月日
精華町営土地改良事業	滝ノ鼻	平 18. 3.31
福知山市営土地改良事業	正明寺	19.12.17



土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次の土地改良事業の工事が完了した旨届出があった。

平成20年 5 月 2 日

京都府知事 山 田 啓 二

土地改良事業の名称	工事完了年月日
宮津市営土地改良事業 (災害復旧事業(施行同意7丹広農第284号))	平 20. 3.25
宮津市営土地改良事業 (災害復旧事業(施行同意9丹広農第997号))	20. 3.31



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 5 月 2 日

京都府知事 山 田 啓 二

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
福知山市字篠尾小字長ヶ坪115の7の一部、115の17の一部、115の43、115の44
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
京都市南区吉祥院向西町1番地
株式会社京滋マツダ

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長告示第9号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成20年 5 月 2 日

京都府教育委員会
教育長 田 原 博 明

- 1 契約の内容及び数量
平成20年度京都府立与謝の海養護学校スクールバス借上運行業務
予定日数 198日
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
京都府立与謝の海養護学校事務部
与謝郡与謝野町字男山945
- 3 契約日
平成20年 4 月 1 日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
加悦フェローライン株式会社
与謝郡与謝野町字滝941の2
- 5 契約単価（1日単価）

225,015円

6 契約の方法

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号



京都府教育委員会教育長告示第10号

落札者を次のとおり決定した。

平成20年 5月 2日

京都府教育委員会

教育長 田 原 博 明

1 契約の内容及び数量

平成20年度京都府立桃山養護学校スクールバス借上
運行業務一式

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府立桃山養護学校事務部
京都市伏見区桃山町遠山50

3 落札決定日

平成20年 4月 1日

4 落札者の名称及び住所

エムケイ観光バス株式会社
京都市南区上鳥羽北花名町1-13

5 落札金額

33,087,075円

6 契約の方法

一般競争入札

7 入札公告日

平成20年 2月 1日